

# 文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和4年7月8日（金曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時12分 散会

## 付託事件

- (1) 令和3年陳情第3号
- (2) 所管事務調査

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 陳情審査

- ① 令和3年陳情第3号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情

### (2) 報告事項

- ① 令和4年度 水戸市戦没者追悼式について (福祉総務課)
- ② 障害者に係る相談支援体制の充実について (障害福祉課)

### (3) その他

## 2 出席委員（7名）

委員長	木本信太郎	君	副委員長	森正慶	君
委員	萩谷慎一	君	委員	土田記代美	君
委員	黒木勇	君	委員	袴塚孝雄	君
委員	田口米蔵	君			

## 3 欠席委員（なし）

## 4 委員外議員出席者（1名）

議長 須田浩和 君

## 5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長 秋葉宗志 君

福祉部長兼福祉事務所長	横須賀好洋	君	福祉部副部長兼福祉事務所副所長（福祉総務課長事務取扱）	田中誠一	君
-------------	-------	---	-----------------------------	------	---

福祉部福祉事務所参事兼福祉指導課長	大久保克哉	君	生活福祉課長	櫻井学	君
-------------------	-------	---	--------	-----	---

障害福祉課長	平澤健一	君	高齢福祉課長	小林かおり	君
--------	------	---	--------	-------	---

介護保険課長 高橋慎一 君

こども部長兼 福祉事務所 担当所長	柴 崎 佳 子 君	こども部 福祉事務所参事兼 子育て支援課長	野 口 奈 津 子 君
こども 政策課長	深 谷 貴 美 君	幼児保育課長	松 本 崇 君
保健医療部長	大 曾 根 明 子 君	保健医療部 副 部 長	小 林 秀 一 郎 君
保 健 所 長	土 井 幹 雄 君	保健医療部 保健所参事兼 保健総務課長	三 宅 陽 子 君
保健医療部 保健所技監兼 保健衛生課長	前 田 亨 君	地域保健課長	堀 江 博 之 君
保健予防課長	大 冨 要 之 君	国保年金課長	関 根 豊 君
教 育 長	志 田 晴 美 君	教 育 部 長	三 宅 修 君
教育委員会事務局 教育部参事	鴨 志 田 泰 君	教育委員会事務局 教育部参事兼 教育企画課長	菊 池 浩 康 君
教育委員会事務局 教育部参事兼 学校保健給食課長	小 川 佐 栄 子 君	教育委員会事務局 教育部参事兼 歴史文化財課長	小 川 邦 明 君
総合教育研究 所 長	春 原 孝 政 君	学校管理課長	細 谷 康 之 君
学校施設課長	和 田 英 嗣 君	生涯学習課長	湯 澤 康 一 君
中央図書館長	林 栄 一 君	教育研究課長	野 澤 昌 永 君

6 事務局職員出席者

議事課長補佐	綱 島 卓 也 君	書 記	檜 原 和 則 君
--------	-----------	-----	-----------

午前10時 0分 開議

○木本委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

日程に入ります前に、この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

前田技監兼保健衛生課長。

○前田保健医療部保健所技監兼保健衛生課長 貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

6月17日に開催されました文教福祉委員会におきまして、動物愛護の推進を目的とした寄附金の募集について御説明をさせていただきましたが、その中で匿名の方の寄附の受入れについて、萩谷委員から御質問がありました。これにつきましては、匿名の寄附であっても受け入れることができますので、おわびして訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

○木本委員長 それでは、日程に入ります。

初めに、陳情審査を行います。

当委員会に付託され継続審査となっております令和3年陳情第3号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情」については、本日のところは継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で陳情審査を終了いたします。

次に、報告事項の説明を行います。

初めに、(1)の令和4年度「水戸市戦没者追悼式」について、執行部から説明願います。

田中副部長兼福祉事務所副所長。

○田中福祉部副部長兼福祉事務所副所長（福祉総務課長事務取扱） おはようございます。

それでは、令和4年度水戸市戦没者追悼式について、福祉総務課提出の資料により御説明させていただきます。

本年度の水戸市戦没者追悼式につきましては、8月23日火曜日、午後2時から、ザ・ヒロサワ・シティ会館大ホールにおいて開催いたします。

3の開催の趣旨であります。さきの大戦において犠牲となられた本市関係者の方々を追悼するとともに、御遺族の御労苦に深い敬意を表し、市政発展への決意を新たにするため、後世に戦争の悲惨さを伝え、平和の尊さを再認識していただくことを目的として実施するものでございます。

4の式次第につきましては、記載のとおり予定をしております。

昨年度との変更点でございますが、新規に(5)の戦後70年記念誌「みたまへのことば」の朗読を実施してまいります。これは、戦後70年を記念して水戸市遺族会が作成しました文集で、当日は代表して1名の方に朗読をしていただきます。

また、昨年は児童、生徒の参加を見送りましたが、今年度につきましては、今のところ参加の方向で進め

ております。

(6)の「わたしたちの平和」作文コンクール受賞者代表による作文朗読として、小中学校の最優秀者、各1名、そして、(7)の指名献花において、各市立中学校・義務教育学校から各3名に参加していただく予定でございます。

一番下の米書きにありますように、出席者につきましては、来賓及び遺族会関係者などとし、自由に参加できる一般参列は行わない予定で、おおむね140名程度の規模になる予定でございます。また、新型コロナウイルス感染症対策として、参加者のマスク着用、会場入り口においてサーマルカメラによる検温、手指消毒、間隔を空けた指定着席、いばらきアマビエちゃんへの登録などの取組を徹底してまいります。

市議会議員の皆様には、後ほど御案内をお送りさせていただきますので、御参列を賜りますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○木本委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

〔「来賓の説明はありましたか」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 副部長、もう一度御説明をお願いします。

○田中福祉部副部長兼福祉事務所副所長（福祉総務課長事務取扱） 来賓につきましては、市議会議員、市遺族会会長、県遺族連合会理事長、御遺族代表、遺族会の支部の代表の方、あと関係団体の代表の方、そして「わたしたちの平和」作文コンクール受賞者、そして各市立中学校・義務教育学校の生徒でございます。

失礼いたしました。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 これまで県議会の先生方とか国会の先生方がお見えになって、それぞれの立場で追悼していただいた経緯があるんですが、これについて省いた理由は何なんでしょうか。

○木本委員長 田中副部長。

○田中福祉部副部長兼福祉事務所副所長（福祉総務課長事務取扱） ただいまの御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、出席者は若干規模を縮小して、国会議員、県議員、一般献花者、そして県知事の方々は、今回参加は見合わせるというような形にさせていただいております。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 この行事については、今、国を挙げて経済活動の再開というのをやっているわけだよ。どうしても水戸市は安全牌を模索するのかどうか知らないけれども、全てにおいて消極的だというふうに思う。コロナはならないほうが一番いいんだけど、しかしながら、これいつまでこういう状況で経済がもつのかということもありますよね。今回、第7波がきている、やめる、また止める、ワクチンはただで打つ、どこから金が出てくるかといったらば、結局経済活動の中で出てくるのではなくて、金をどんどん吸っているから出てくるわけだよ。国民の負債が増えちゃうんだよ、どんどん。そういうことからすると、ある程度、行政も本気になって、このウイズコロナ——ウイズコロナというのはコロナとともに一緒に歩まなくちゃならないということなんだから、だからどの辺までの状況だったらばどうするのかという指針は、やっぱり水戸市としてしっかり考えるべきだと。もうそろそろ、例えば水戸市はコロナに対してこういう活動をしてい

くんだということをやっぱり決めるべきだと思うよね。日和見的にあっち見て、こっち見て、どうのこうのと言っているだけじゃなくて。そういうことをしていかないと、学校も中途半端になっちゃう。この3年間の子もたちの思い出というのは何もないからね、小学校。中学校も何もない。そういう中で、ただタブレットをのぞいて学力が向上したとか、結果的に体力が落ちて、目が悪くなって、学力が上がったのか下がったのか分からないような状況になっちゃっているわけです。

これ追悼と違うから余計なことかも知れないけれども、そういうことも含めて、やっぱりしっかり水戸市の考え方として、ウイズコロナの時代にどういうふうにしていくのか、どういうふうな対応をしていくのか、行政としてもしっかり、田中副部長に言っても申し訳ないんだけど、これはやっぱりトップが考えるべき、もうそろそろ結論を出さなくちゃ駄目だよということだけ言っておきます。

○木本委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

ないようですので、この件について終わります。

次に、(2)の障害者に係る相談支援体制の充実について、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 それでは、障害者に係る相談支援体制の充実につきまして御説明いたします。

福祉部障害福祉課作成資料を御覧願います。

1の現状及び課題でございますが、市町村における障害者に係る相談支援体制につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、障害に関する一般的な相談、こちらは1として、欄外ページ下に注釈を設けておりますが、一般的な相談は、障害福祉サービスの利用、障害者手帳の取得、年金・手当等に関する相談をさせていただいております。こちらは総合相談、やはり欄外に注釈2として示しておりますが、総合相談といいますのは、障害に関します一般的な相談に加えまして、権利擁護に関する相談を加えた内容となっております。この一般的な相談を担う障害者相談支援事業所及び総合相談と専門相談、やはりこちらも注釈をページ下に設けておりますが、専門相談と申しますのは、障害種別ごとの専門的な相談、専門職からの相談等も想定した内容でございます。この総合相談と専門相談を一体的に実施する基幹相談支援センターの2本が位置づけられている形でございます。

障害者の高齢化や障害の重度化に伴い、支援困難な事例が増加することが認められることから、国におきましては市町村に対しまして、中核的な相談支援機関である基幹相談支援センターの設置を推進している現状がございます。

現在、本市におきましては、障害者相談支援事業所4か所の運営を行っております。これに加えまして、令和2年10月に基幹相談支援センターを本庁舎1階に1か所設置いたしまして、相談支援体制の充実を図っているところでございます。

この現状につきまして、障害者団体及び障害福祉サービスを提供している事業所等に対するヒアリングを実施いたしました結果、相談先が分かりにくい状況があることから、相談支援機関に地区担当制を導入してほしい等のニーズが示されました。これを受けまして、水戸市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に、障害者相談支援事業所が主に担っている総合相談と基幹相談支援センターが主に担っております専門相談の一体的な実施や地区担当制の導入に向けた検討の位置づけをいたしました。

1 ページの下段に、参考といたしまして計画の抜粋を記載しておりますので、御覧いただきたいと思いません。

現状の2つ目の丸でございますが、障害種別によらず相談できる場の確保や相談支援機関の地区担当制の採用という地域のニーズが明らかになっているという現状がございます。これに対しまして、施策の基本的方向といたしまして、やはり2つ目の丸でございますが、障害者相談支援事業所が市域の西側に偏在しているため、偏在の解消と地区担当制の導入について検討される形を計画に位置づけたところでございます。

続きまして、2 ページを御覧いただきたいと存じます。

2 といたしまして、相談支援体制の見直しでございます。1 で申しあげました課題を踏まえまして、相談支援体制のさらなる充実、強化を図るため、相談支援体制を次のとおり見直し、令和5年度から実施する計画としております。

(1)といたしまして、総合相談と専門相談を一体的に実施してまいりたいと考えております。障害者相談支援事業所と基幹相談支援センターの役割分担を見直しまして、基幹相談支援センターにおいて総合相談と専門相談を一体的に実施してまいります。

(2)といたしまして、基幹相談支援センターの増設及び地区担当制の導入をしてまいります。基幹相談支援センターを1か所増設し、障害者の身近な相談先として活用されるよう地区担当制を導入いたします。

相談支援体制の案につきまして、表にまとめておりますので御覧いただきたいと存じます。

アの現行でございますが、基幹相談支援センターにつきましては1か所で、主たる相談対象を専門職員としておりました。これに対しまして、障害者相談支援事業所につきましては4か所ございますが、全ての障害者を対象としておりましたのは、一番上の水戸市障害者生活支援センターのみでございました。アの参加者につきましては、主たる相談対象を精神障害者としておりました現状がございます。

イの見直し案でございますが、基幹相談支援センターを増設いたしまして2か所とし、全ての障害者及び専門職員を主たる相談対象といたします。

また、水戸市精神障害者地域生活支援センターかさはらにつきましては、障害者相談支援事業の形を継続いたしまして、精神障害者の相談支援に関するこれまでの知見を活用することといたし、現行どおり継続してまいりたいと考えております。

続きまして、下段に基幹相談支援センターの地区担当制の案を記載してございます。

東部基幹相談支援センターにつきましては、中央地区、東部地区、南部第一地区、常澄地区を予定しております。西部基幹相談支援センターにつきましては、南部第二地区、北部、西部、内原地区を予定しております。

続きまして、3 ページを御覧願います。

3 といたしまして、相談支援に係る事業所の設置場所を地図上に記載してございます。上段は現行の設置場所でございます。下段の見直し案を御覧いただきたいと存じます。基幹相談支援センターを、東部はこれまでの市役所本庁舎1階に設置をいたしまして、西部基幹相談支援センターにつきましては、ミオス内に設置する予定を考えております。

これらの相談支援体制の見直しと基幹相談支援センターの増設及び地区担当制の導入によりまして、総合

相談と専門相談の一体的な実施と障害のある方々の身近な相談先として、より一層の活用が図られることを目指しまして、障害福祉の充実に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○木本委員長 それでは、委員より御質問等がありましたら発言をお願いします。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、まず、今までおやりになったセンターディライトホーム、センター風（F O O）、この取扱いというのはどんなふうになるのでしょうか。東部と西部に分けたときの人員配置は直営でやるんですか、それとも、どこかに委託ですか。その辺、まず御説明を。

○木本委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

生活支援センター風（F O O）と地域活動支援センターディライトホームにつきましては、地域活動支援センターとしての機能を有しております。そのため、相談支援機能は今回の改正によりまして、なくなる形でございますが、精神障害を持たれた方々の居場所としての機能、あるいは交流の場としての機能は、引き続き地域活動支援センターで対応できる状況でございます。

基幹相談支援センター2か所につきましては、委託をして運営をしてみたいと考えております。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、これ委託先は社協ですか。社協だとすれば、社協は人員増を図るんですか。それとも、現状のままでそういったことをできる方が余っていると言ったらおかしいけれども、これを独立させて基幹型としてしっかりやるとすれば、やっぱり1人、2人抜いてきて、しっかりその対応をさせるということが一番大事だと思う。それらについては大丈夫なのか。

それと、精神障害の方々の状況を見ると、やっぱり風（F O O）さんが対応していた、それからディライトホームさんが対応をしていた、こういう方々の対応が今度は変わるわけですね、基幹型のほうの新しい人に。この辺の感情の変化という、いわゆる精神障害を持たれている方、独特のその変化があるかと思うんですけれども、この辺についての緩和策等についてはどう考えているんですか。

○木本委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、基幹相談支援センターの人員配置でございますが、それぞれ東部、西部、4名ずつの配置を予定している状況でございます。これまで、ミオスにあります障害者生活支援センターにおきましては、現状は2名の体制で対応しておりましたので、そこを4名に増強いたしまして対応してまいりる考えを持っております。

また、委員より御指摘のありましたこれまでの風（F O O）とディライトホームの利用者の方々への対応でございますが、2か所あわせて約30名の方々が定期的に利用させていただいた状況がございますので、こちらにつきましては、新しい基幹相談支援センター及びかさはらにおきまして、引き継いで十分なケアをしてみたいと考えております。

以上でございます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 この障害者グループの、要するに保護者関係というのが非常に微妙なんですよ、これ。だから、例えばかさはらに移動したからうまく運営できるのかということ、なかなかそこがうまくいかない。これが僕は現状だと思います。そういったところをやっぱり、しっかりサポートする体制を築いていただきたい。

それから、基幹型が2か所、西部と東部になるわけですけども、これまで2名でやっていたわけですよ。それが今度は4名、4名ですから6名増えるわけです。そうすると、6名の人材というのは、僕は今、社協にはいないと思います。この辺については、来年度からスタートしますよということなので、社協の増員を図るのか、それとも今の専門職だけで大丈夫なのか。社協が、人が増えるということになれば、来年度の予算にはかかってくることなので、その辺について、現状でいいですから、来年度の予算はどうしますなんていう話を聞いているんじゃないかと、今現在、この2名から8名の体制にするための人員体制というのは、現状の中で賄えるのか賄えないのか、その辺だけちょっと答弁してください。

○木本委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

私の説明が一部足りなかった状況でございますが、現状、新しく東部の基幹相談支援センターに当たります場所につきましては、現状動いておりますので、こちらの職員につきましては、現状4名の職員がいる状況でございます。ですので、新しく西部地区に基幹相談支援センターを設置いたしますので、新たな増員いたしますと4名の増という形になります。

現行の基幹相談支援センターにおきましては、業務は社協に委託しているんですけども、社協のほうで精神の専門的な部分ですとか、あるいは社協だけで人員を確保できないこともございますので、そこは市内の法人から派遣を受けまして、人員を派遣していただいて、精神保健福祉士、相談支援専門員等を確保している状況でございます。ですので、新たな西部地区におきましても、社協内で人員の確保が難しいということであれば、市内法人に協力を依頼いたしまして、人員確保していく方向で考えているところでございます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、4名増員するということなので、従来やっていた風（F O O）さんとかディライトホームさんとか、精神に得意な方はおいでになると思う。そういう方々の有効を図りながら、やっぱりしっかりした体制をつくるということが僕は一番大事だと思うんですよ。

相談しやすい体制にするということは、学校出たてのこの精神障害を勉強してきた人がいるから相談ができるということではない。障害者の相談というのは、その人の人生もあるし、親の人生もある。そういった中で、いかに人生経験も踏まえた中で、どういうふうな相談に乗れるのか、どういう指示ができるのか。こういったところについては、申し訳ないけれども、こういった専門職を卒業しましたという2年、3年の経験の方ではなかなかうまくいかない。これは生活保護にしてもそうなんです。やっぱり生活保護でも、面倒を見ている方が物すごく若い。したがって、なかなか相談の状況がうまくいっていない、こういう事例もクレームの中にはあるわけですから、この辺は精神障害の方々に安心して相談できるというような体制をしっかりと取っていただきたい。

この人口割で12万人と14万人に分けて、この中でおおむねどのぐらいの方が西部に、東部においでに



なって、それらに十分4人で対応できますよという状況なのかどうかの説明だけ、これで終わります。

○木本委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

担当地区の割り振りにつきましては、おおむね市内に障害をお持ちの方が点在しているという状況は特にございませんので、この人員の割り振りで対応していくことが可能であると考えている状況です。

○袴塚委員 対象者は何人ぐらいいるのか教えてもらっていいですか。おおむねでいいですよ、10人とか50人とか。

○木本委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 現状、基幹2か所で約470名程度の件数。

○袴塚委員 水戸市全体で。

○平澤障害福祉課長 はい。ほぼ点在がない形でございますので、2か所で対応してまいりたいと考えております。

○木本委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、この件について終わります。

次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら発言を願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、学校現場のタブレットの取扱いについてちょっとお聞きしたいというふうに思います。

現在、タブレットを持ち帰ってやっておられる学校もあれば、その授業によって恐らく取扱いが違うのだというふうに思いますが、現在、これまでの当委員会での説明においては、スクランブルがかかっているので、スクランブルを解除して見ることは不可能だよと、こういうふうな御説明がこれまでもあったように思っていますが、これらについては、学校現場の現状というのはどうなのでしょう。

○木本委員長 春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

昨年度、子どもたちのために導入していただいたタブレットなんですけれども、効果的に子どもたちの学びに、これまでできなかった学びに活用していくということで、今年度、小中学校、各学校の実情に応じて持ち帰りを実施してくださいということで各学校には周知をしているところでございます。

その結果、中学校のほうにおきましては、基本的にはほぼ全校で持ち帰りを実施しております。また、小学校のほうも、低学年のお子さんは当然機器の操作に慣れてくることがあると思いますが、多くの学校で、毎日というところではないと思うんですけども、学校の計画で持ち帰りのほうに取り組んでいる状況でございます。

以上です。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 実は私も数式の計算とか、図形のゲーム感覚でできる学習機能があるんだよな。あるところへ

行ったら、ちょっとやってみてよと言われてやってみました。解答率は意外とよかったんです。それはよかったんだけど、今度はタブレットの取扱いが、どうも先生方が想定しているような状況ではなくて、スクランブルが一部解除されている、解除することができる子どもたちがいるようです。

学校でチェックはしているということなんです。チェックされると分かるから、私はやらないよというように言っている子もいました。しかしながら、一部でそういう状況があるということは、これからは、さらにそれが進化して、要は何でもタブレットで見られる時代が学校で来る、こういうふうな状況があるかと思うんです。

この辺については、やっぱりしっかり学校でタブレットを、僕たちが一番最初に相談を受けたときには、学校できちんと管理するんだと、だから大丈夫なんだよということで、学校で管理機能もきちっとつくったところが、現状はこういう時代ですから、持ち帰るなどということではないですよ。持ち帰っても結構ですが、しかし、その使い方というのは十分注意しなければなりませんよというような想定の中で、スクランブルというか、パスワードを入れないと解除できないみたいな、そういうような形に恐らくなっているんだろうと思います。

それが、実際のところ、先生方が想定していないような状況の中で使われている、こういう現状があるということを十分認識していただいて、今のところ悪いことに使われているわけではないかもしれませんが、しかし、最近、18歳、19歳のアダルトをどうするんだとかいろいろな法律論争もあるわけですよ。そういった流れの中で、今度は自分たちがしているものを外に出して金を稼ぐというばかなやつらも出てきた、最近。そういうふうなことに学校が巻き込まれなければいいんですが、万が一そういうふうな状況も踏まえると、やっぱりこれはタブレットの取扱い方というのはもう一度、学校現場としてしっかりと校長さんの格差の問題だけではなくて、教育委員会としてしっかりとした対応をしていっていただきたいということをひとつ申し上げておきます。

それから、もう一つは、昨今のコロナ禍という中で、いろんな行事が閉鎖され、体を動かす機会がなくなってきていて、全体的に、世界的な傾向かどうかわかりませんが、子どもたちの対応力というか、友人関係の絆とか、それから体力とか、そういうところに非常に陰りが見える、現在。特に体力においては、相当な角度で落ちている。コロナにかかった子どもに聞いてみると、これまでできたものが、もうできなくなっていると。これ土井先生のほうの専門で僕はよく分かりませんが、しかし、子どもたちの中では、これまで例えば運動部をやっていたんだけど、これまで簡単にできたことがコロナにかかって、回復はしたんだけどできなくなってしまうている、こういうふうなことが見受けられる子どももいるようです。

そうすると、学校現場の体力向上の在り方というのは、これからどういうふうな形でやっていくのか、これは非常に僕は重大なことだと思うんです。小学生、中学生で体力がない子どもなんていうのは考えられない、まず体力だよ、まずは体力増強、健康を守る。その次に、やっぱり学力向上というのが僕はあるんじゃないかと。だから健康で生きることが大事なので、その礎となるものが僕は体力だと。この体力向上のために、どういうふうな考え方で学校現場を仕切っていくのか、こういうことについては何かお考えはありますか。なかったら、後でもいいですよ。

○木本委員長 春原所長。

○春原総合教育研究所長 袴塚委員の御指摘、ありがとうございます。

私たちとしましても、子どもたちの体力、それから体験的な活動が制限されているという状況に対して、子どもたちにしっかり体力をつけていく、体験的な活動を補助していくということには努めてまいりたいというふうに考えております。

今年度は、例えばですけれども、中学校の部活動の総体等につきましても実施をすることもできているような状況がありまして、少しずつ日常の、修学旅行を含めまして体験的な活動、体力をつけるような活動が実施できているような状況にあります。小学校を含めまして、今、御指摘いただいたような子どもたちの体力、体験的な活動の部分を充実させていけるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 安全が一番大事だと僕は思うんですよ。子どもたちがコロナにかからないというのが僕は一番大事だと思う。しかしながら、それを恐れるがゆえに、どんどんいろんな授業が停滞してしまっている、縮小されていく、こういうことによって思い出を残さなければならない、この子どもたちの思いが、やっぱりそこでそれも縮小しちゃうんですよ。だから、先生方も大変かも分からないけれども、やっぱりそこは知恵と工夫と汗を出して、そして子どもたちがのびのびと大きく成長できるような環境を僕はつくっていただきたいと思う。それは、この時代だから、少しぐらい余計に働くのはしょうがないよ、これどこの企業だって今そうなんだから。だから、働き方改革の中でいろいろあるかも分からない。しかしながら、先生方に本気になって子どもたちに向き合ってもらわなかったら、子どもたちはなかなかうまく活動というものができにくい、環境ができにくい、そして思い出が作りにくい、こういったことになるので、中学3年生なんかは何もしないうちに終わっちゃったよと、友達もろくにできないという。大学生に至ってはずっと自宅でやっていたので、学校は何回かしか行かないとか、そういう時代。しかしながら、子どもたちはこの機を逃したらこの思い出はないんです。そのところは、やっぱり先生方も本気になって、しっかり対応していただければ大変ありがたいなというふうに思っています。

それで、すみません。今度は福祉部のことじゃなくて保健医療部のほう、今、第7波というBA.5とかいうのがはやってきているということで、現在の水戸の発症率。これ茨城県も水戸も増えているわけですが、これらについてのその状況は、おおむね新しいものが増えちゃったのか、そうではなくて従来のもので状況が来ているのか、この辺についてだけちょっといいですか。ほかのことは聞きませんから、これだけ教えてください。

○木本委員長 答弁を求めます。

大図保健予防課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

本市における発生状況といたしましては、第6波、今まだ継続しているような状況でございまして、ただ数的には、基本的に今、大体30人から40人ぐらいでずっと推移していたところだったんですが、今週に入りまして50人前後ということで、若干今週発症人数が増えているのかなという状況でございます。

委員から御指摘のありましたBA.5、こちらの新しい変異株につきましては、茨城県のほうで検査を行っているところなんですけれども、本市というより県内でも数例ずつ見受けられるということで、この間、

県知事のほうで発表があったような状況でございます。

ただ、今すぐB.A. 5がどうこうという状況ではございませんが、今後やはり東京のほうも置き換わりが増えておりますので、感染状況には非常に注視しながら、本市においても対応のほうを考えていきたいと思っているような状況でございます。

以上でございます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ありがとうございます。

こういう状況だから、これ出ないということはないし、人の動きが増えれば増えるのは当たり前のことだと、僕はそう思っているんです。そういう中で大変だなというふうには思うんですが、しかしながら、市民のやっぱり安心安全を、命を守るというようなことになるので、このB.A. 5というんですか、今、そういう菌についても十分配慮しながら、早めに市民に対しての警告というか対応というか、そういったものについてもしっかりやっていただきたい。日頃から皆さん方が遅くまで努力されていて、大変ありがたく思っているということだけ言って終わりにします。ありがとうございます。

○木本委員長 そのほかございませんか。

黒木委員。

○黒木委員 教育委員会にちょっとお伺いしたいんですが、小学校の1年生の生徒さんの保護者の方、何人かから話があったんですが、熱中症対策のために水筒を持っていっているんだけど、今まで小さかったんだけど、もう少し大きなものを持ってくるといいう指導があって、先週なんかも気温が35度Cを超える非常に暑い日が続きましたので、梅雨も早く明けて。熱中症から子どもの命を守っていくということでは理解できるんですけど、ランドセルをしょっていると、水筒もまたでかくなっちゃったので非常に重いと。1年生だと親御さんとして見ていて非常に辛いという話を、1件じゃなくて数件いただきました、この辺に対する先ほど袴塚委員さんからタブレットの持ち帰りもやっているという話もありましたし、どうのお考えなのか。水戸市全体として水筒というのはある程度の大きさを指定しているのか、まずお伺いしたいと思います。

○木本委員長 春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

大変御心配をかけてしまっているような学校の対応になっているかなというふうに思いました。確かに、熱中症等の対策について、先週あたりの状況を見ますと、学校としても当然対策を取っている中で、大きめの水筒をとというような多分指導だったんだと思うんですけども、小学校1年生ということ考えたときに、水筒を大きくするのであれば通常持ち帰っているものを少なくするとか、そういうような配慮がきちんとなされるべきかなというふうに感じています。

また、タブレットの持ち帰りにつきましても、当然、今まで通常持ち帰っているものに加えてタブレットでは重くなってしまいますので、持ち帰りを実施する際には、十分、子どもたちが持ち帰る勉強道具、教科書等については学校に配慮するということなどで指導はしているところでございます。

水筒につきましても、各学校のほうに改めて指導してまいりたいというふうに考えております。水筒の決

まりは特にないかなというふうに考えております。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 水筒の決まりはないということでしたので、分かりました。

ランドセルは重いと全国的に問題視されたことがあったんですが、今、水戸市の小学校に関しては、教科書は置いて帰ってもいいということになっているのかどうか伺いたいと思います。

○木本委員長 春原所長。

○春原総合教育研究所長 基本的には学校のほうに判断をしていただいておりますが、全て持ち帰らなければいけないというようなことがないようにということで指導はしているところです。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 もう1点ですが、マスクの着用なんですけれども、登下校時、子どもたちというのはマスクをしなくては駄目ですよということなのか、なくても大丈夫なんですよということなのか、みんなしっかりとマスクしているのはよく見かけてはいるんですけれども、その辺の指導というのは、気温35度Cを超えるような状況の中で、どういう指導をされているのかお伺いをしたいと思います。

○木本委員長 小川教育部参事兼学校保健給食課長。

○小川教育委員会事務局教育部参事兼学校保健給食課長 ただいまのマスクに関する御質問にお答えいたします。

各学校に対しましては、感染症対策はもちろんなんですが、熱中症対策というものもとにかく最優先に、命に関わる問題ということで、熱中症対策についても最優先にということで指導をしております。ただ、私のほうでも、どうもマスクを外していないという状況が多々見られましたことから、先週学校のほうで数日、下校の時間を特に訪問をいたしまして確認をしたんですが、やはり委員さん御指摘のように外していない状況が多々見受けられました。これに対して、学校は実際、下校のときに指導はしているんですね。どうして外さないんだろうというところを確認しましたところ、やはり特に女の子とか学年が上がるにつれて、マスクを外すのが恥ずかしいというような子どもさんがいるというような事実もあった。そうはいいまでも、熱中症対策、命に関わるということもございますので、改めて今週の学校長会の中で、とにかく熱中症のことをきちんと理解した上で、子どもがきちんと外せるようにということも指導していただくように校長先生のほうに周知徹底を図ったところでございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 分かりました。

私なんかは60歳近くなります、子どもの頃は学校の水道から水を飲んでいましたので、水を飲まないのかなと子どもたちに感じてはいるんですけれども、水分補給、熱中症対策なので必要なものですが、その辺も1年生に関しては、低学年に関しては荷物の重さの部分の配慮と、マスク、特に低学年の子どもさんのマスク、今、高学年のお子さんは恥ずかしいとありましたけれども、1年生は恥ずかしいというのはないのかなという感じはしますし、学校長会の際にということでありましたけれども、その辺よく現状を見ていただいて配慮のほうをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○木本委員長 ほかにございませんか。

田口委員。

○田口委員 また厄介なウイルスがということで今ほどありましたけれども、コロナに感染した場合という感じでちょっと聞きたいなど。学校や幼稚園等については、我々には迅速な形で、どここの学校の教職員、あるいは市の職員がかかったというのがありますけれども、そのときの対応はどういうふうになっていますか。

〔「市の職員がなった場合ということですか」と呼ぶ者あり〕

○田口委員 その現場はどのような体制を取られているのかということ、感染者が出たところは。

○木本委員長 菊池教育部参事兼教育企画課長。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、各委員さん宛てに情報提供ということをさせていただいていまして、それで所管の人事担当課のほうで、それは報告させていただいております。私のほうでは、教育委員会の部分を担っていますけれども、職員が感染したことが分かったとき、その状況にもよりますが、基本的にマスクをせずに至近距離で15分以上話をしたとか、そういった状況がない限りは、現在は特段の対応というのはしていない状況です。

○木本委員長 よろしいですか。

ほかの課も一緒ですか、対応は。

それでは、松本幼児保育課長。

○松本幼児保育課長 幼稚園、保育所について、市職員が感染したときの対応でございますが、幼稚園や保育所につきましては、濃厚接触者という形での対応をしているところでもありますので、その職員がマスクをしているような状況でも、感染状況、距離とか時間とかそういったものによっては自宅待機ということをしていただくということになっております。

あとは、自宅待機中にまた抗原検査の結果などにより職場のほうに復帰というような形を取っております。

○木本委員長 田口委員。

○田口委員 そのような対応を取られているということですが、保健所としてはどういう対応になるんですか、その現場で感染者が出ましたよというようなときに、ある程度の感染が分かったときのその対応の仕方とか、あるいは感染された教職員、あるいは市の職員がどの程度接したというのは、今日の辺によってとありましたけれども、それは調査をするんですか。

○木本委員長 大図保健予防課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今、保健所における積極的疫学調査、こちらの調査につきましては、第6波が来てから保健所の重点化ということで必要があるところに制限してやっているような状況でして、今現在、基本的に御家族、御家庭内の調査のほうを行わせていただいております。市役所職員、市も含めてなんですけれども、事業所につきましては、その事業所の責任をもってやっていただくという流れになっていますので、基本的に各会社さんのほうでの濃厚接触者の調査というのは、保健所では特に行っていないような状況でございます。

以上です。

○木本委員長 田口委員。

○田口委員 黒木委員から相談を受けたというわけではないですけれども、外部には公表していないといっても、内部の学校等においては分かるわけですよね、多分。分かるよね、きっと。分かっていないような状況で、学校から感染者が出たというふうになっているのかどうか分かりませんが、そういうときの心配をされている方もいるかもしれませんので、きちんとした対応をしていただきたい。

あと、今学校で我々もちょっとしたボランティアなんかをやっているわけですが、いろんな外部の方が入っての社会学習、いろんなことをやる場合のそれぞれの学校の対応というのは、ある程度の指針の下でやっているんですか。あるいは、その学校や校長先生に判断をお任せしてやられているのか。ボランティアをする側にとっては、いろんなこと、やっとな再開できたような状況もあるので、いろんな形で教えてあげたいという思いがあるわけですが、学校のほうの教育現場としては、ここらまでしかできないんだよというものがあるのかどうか、その判断についての基準をお聞きしたいと思います。

○木本委員長 答弁を求めます。

春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

様々なボランティアという形で地域の方等に御協力をいただいている部分、とても学校は助かっているというふうに感じています。また、基準等があるのかという部分なんですけれども、コロナ等の感染が拡大しているような場合ですと、外部の方に入っていただくことを控えるというようなことはあると思うんですけれども、基本的には学校長の判断で、学校のほうにボランティア等に入っていただくというような形になっているかなというふうに考えております。基準等につきましては、特に設けていない状況です。

○木本委員長 田口委員。

○田口委員 それでよければ、よしとするかもしれないんですけれども、学校長によってもそれぞれですよね、やっぱり。心配性の校長さん、あとは気持ちの大きい校長さん、やる気があるかないかの校長さん、そういうのは特別、今のところ支障はないんですけれども、ある程度目安があったほうが校長さんも判断しやすいのかなと。いろいろ、1回ではなくて、何回も引き続いてやる、年度内に何回かに関わってその活動をする場合もあるんですよ。学校の先生によって判断がまちまちでは困るなど。そこら辺のほうはよく考えていただきたいなと思います。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 台風シーズンになったので、学校のほうの運営についてお聞きします。

まず、避難命令、これ水戸市のほうから出たときには当然避難します。これが放課後学習、今委託しています。これ委託しているときの判断はどこがされているんですか。

それと、低学年は委託になったけれども、高学年はまだ授業中だという場合には、委託も半々、学校も半々だよ。こういう場合の避難指示はどういうふうにお考えをされるのか。もう、これ8月、9月と特にゲリラ豪雨の多い時期なので、水戸市もこの辺も5メートル水没するということになっているから、そういう部分ではちょっと、その判断はどなたが、どんなふうにおやりになるのか。

○木本委員長 鴨志田教育部参事。

○鴨志田教育委員会事務局教育部参事 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

最近になっても天候が急に変わったということで学校のほうに緊急対応の指示を出したところでございます。これからのシーズン、まさに天候が変わることが考えられることでありまして、その際には、あらかじめ防災・危機管理課に情報を共有しまして、そちらの情報を基に、学校の対応については私のほうで判断をしております。そのかわり、私のほうでというのは、もちろん部長、教育長、そして関係各課と調整をしながら対応を決定しております。

放課後学級ですね。

**○袴塚委員** 放課後学級になった場合は、学校は関係ないよということか、今けがしても何でも、学校は放課後学級の先生のところへ行ってくださいとあって保健室の先生が受け取らないんだよ、放課後学級が始まっちゃうと。要は、その場合は、学校を使っているんだけど、管理者は放課後学級の先生なの。そうすると、この場合はどうなの。それから、1年生、2年生は早いので、ここは放課後学級に行っちゃっている。5年生、6年生はまだ授業中だよ。これ半々だよ。そうすると、これどうするの。学校に全体がいるときには問題ない。その辺の避難指示、避難の判断というのは、どなたの指示で、どういうふうにするのか。

いいですよ、今日答弁できなければ持ち帰っていただいて結構ですから。

**○木本委員長** 鴨志田教育部参事。

**○鴨志田教育委員会事務局教育部参事** ただいまの御質問にお答えいたします。

判断をした者は、関係各課と共有をしまして指示を出しているというような形になります。情報を共有しています。放課後学級については、こども政策課さんのほうと情報共有をして、対応するというような形になります。もちろん低学年のほうで先に下校してしまっという状況もありますが、判断のほうは教育委員会のほうで判断をしまして、そして情報を共有して対応をしていくというような流れになっております。

**○木本委員長** 袴塚委員。

**○袴塚委員** そうすると、今の話は学校にいるうちは学校が判断しますよということですね。それは学校が判断するという前提は、防災・危機管理課とかいろんなところとの状況を共有して学校が判断するんですよ。放課後学級に行っちゃったならば、それはこども政策課がやる話ですよ。我々は関係しませんよというのが学校の判断ですか。

学校運営は、子どもが学校にいるうちは学校が責任を持つべきだと思う。たとえ、これ委託だからね。放課後学級というのは、課は違うかも分からないけれども、これ委託なんだよ。子どもの命というのは、学校の校庭にいる、校舎内にいる、敷地内にいるうちは、いかなるときでも校長は責任を持って安全を確保するというのが僕は前提だと思う。今の答弁だと、学校が関わっているときは学校がやるけれども、あとはこども政策課の管理だよという話になっちゃったならば、じゃ、こども政策課はどういうときに放課後学級に指令を出すんですかという話になるんだけど、これこども政策課はどうするの。委託しているのは、こども政策課だから、学校が知らねえよと言っているんだもの、こども政策課がやることになる。

**○木本委員長** それでは、春原総合教育研究所長。

**○春原総合教育研究所長** ただいまの袴塚委員の御質問、御指摘の部分につきましては、子どもたちの命であるとか安全が何よりも最優先ですので、学校と放課後学級は当然連携をしておりますので、情報が教室のほ



うと放課後学級のほうと違っているというようなことがないようにしておりますし、ないように連携を図っていることが大切だというふうに考えております。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、今、僕は水害の話をしているんだけど、何らかの形で子どもたちに危険が及ぶ、それはけがでも何でも一緒ですよ。この場合に、放課後学級で外で運動していた子どもたちがけがをしましたと。この子どもたちが、例えば保健室の先生は5時までにはいるんですよ、定時まで。この間に行ったときには、それは対応はできるんですか。これまではしていないんだよ。これまでは、放課後学級のところなら、放課後学級のほうに言いなさいと。確かに放課後学級が委託を受けているので、放課後学級の先生が知らない中で私たちが治療するわけにはいきませんよという理屈も分かる。しかしながら、そういう理屈以前に、子どものけががどうなのか。この間のように、救急車を呼ぶべきものを呼ばないで放置しておいたらどうのこうのという事件もあったでしょう。

そういうことになっちゃうと、この子どもたちは放課後学級に行っているから学校とは僕たちは関係ないんだと、だから学校の先生に頼れないんだなんて思っている子は誰もいない。やっぱり学校にいるうちは、全て学校の先生なんですよ。たまたま委託をして面倒を見てもらっているところをつくっていますよというだけのこと、僕はそういうふうな判断です。とすれば、やっぱりそういうけがをしても何でも、学校がまず対応してあげる、そして、フィードバックをきちんとすると、これが筋だと思います。

そうすると、今の水害の件については、防災・危機管理課と、それから市と教育委員会と三者一体になって、子どもたちの安全が脅かされるというような状況については、学校の校長が判断するというでいいんですか。大丈夫ですか。これ放課後学級は、市の防災・危機管理課に問合せしたり何なりしなくちゃならないじゃん、だって。そんな機能は持っていないよ。委託条件の中にあるの。子どもたちの安全は、水害においては市の防災・危機管理課に確認をして子どもたちの安全を図ることというのは、委託の文書の中にあるんですか、どうなっているの。俺はないと思うんだよ、僕はないと思う。だから、学校にいるうちの安全は学校が責任を持ちますよ、だから安心して下さいと。水害等において、こういう状況があったときには、避難経路についてはきちんと対応できますよということに僕はしていただきたいなど。答弁は後で結構ですから、幾つか言います。

それから、下市の小学校、上市は問題ないんだ、水が出てても。大体、上のほうの高台にいる人は水が出てても安心なんですよ。ところが、田口委員の近くの吉沼とか、東大野、上大野になると、この辺もそうだよ。ハザードマップでは5メートルの浸水想定区域と言っている。そうすると、そのときの避難はどこにしなさいよと書いてあるかという、防災・危機管理課では、頑強な建物の上に上がれとは、垂直避難は書いていない。高台に逃げなさいと、吉沼から高台に行ったら堤防の上になっちゃう。堤防の上なんかに行ったら流されちゃう。じゃ、向こうの谷田町のほうの酒門の台地のほうまで上がっていくのかといたら、とてもじゃないけれども逃げられない。

そういうふうな状況の中に、この学校の現場における、僕は9月にも議会で聞きますけれども、垂直避難という考え方はないんですか。要は学校の近くに強力な高い、例えば5メートル以上の、水害になっても流されないような鉄筋の建物があるとか、そういうところを学校のエリア内できちんと確保しておいて、危機

が迫ったときにはそういうところに垂直避難する。要するに縦に逃げる、横じゃなくて。こういうふうな考え方というのは、学校現場としては現在はないですね。あるのかどうか分からないけれども。あるとすれば、じゃ、例えば下市のこの学校は、そういうところを何か所、今確保しているんですかという話になる。

今日はちょっともう時間もない、俺ばっかしゃべったら悪いから問題提起だけ。水害のときの判断は誰がするのか。今度は避難をするときに、例えば逃げない、距離が長くて逃げられない。これは水害というよりは、常陸大宮市の野口の水位が何メートル上がったから、ここは何時間後というのは常識論です。野口の水門で何メートルになっちゃうと、水戸市的那珂川では何メートルになるから氾濫になっちゃうというのは、これ昔から語られてきた。この間、その判断を間違ったの、水戸市は。間違ったからあんな水害が起きた。避難が遅れた場合もある。それは一つの考え方として大事なんだけど、今は逆にいうと、この上のほうの笠原から向こうの開発によって、これ上流からの鉄砲水がある。これがどうしても、この水害のかさ上げになっちゃう。ということは、なかなかこれまでの予測では判断できないような水害の傾向にあるということとは間違いない。

そういったときに、現状の問題として防災・危機管理課がどう考えるのかは、僕は分かりませんが、なかなか従来の考え方だけで子どもたちの安心、安全が守れるとは思わない。水戸市民の安全も守れないかも分からない。そういうときにやっぱり早め避難というのがある。今、危険レベルが3になると避難指示が出る。じゃ、3のままで本当にいいのかどうかという論議をやっぱり学校としてしてもらいたい。いや、陸上部の子どもたちがみんなそろっているならいいよ、だあっとかければいい。1年生もいれば、体の具合の悪い方もおいでになるでしょう、そういう方々の避難も考えたら、避難は30分かかって行けるから大丈夫だという判断だけではなかなか難しいんじゃないですか。危険レベル3になると、一般的には障害者とか高齢者の避難が位置づけられています。子どもたちは、その次になっちゃうわけ。ところが、この子どもたち、一歩間違うとやっぱり被害に遭っちゃうんですよ。

そういうふうな部分も含めて、子どもたちの安心、安全というのをどんなふうに学校として、この水害、突発的な防災、ここから守っていくのかということについても、ウイズコロナの中で大変いろんな形だとは思いますが、これについてもしっかり論議をして、結論を皆さんで共有していただく、そういうふうな形をしないと子どもたちがやっぱり悲しい目に遭ってしまうという事態が起きる可能性がある。堤防はまだ3年先、4年先ですから。今、下のほうからやっているの、吉沼のかさ上げはしなくてもいいなんて言ったところ、この間は水が乗ったんだから。だから、これからは水が乗る可能性というのはまだまだあるんですよ。そういうことを考えたときに、やっぱりしっかり学校現場としても考えておいていただきたいというように思います。

答弁、今日は結構です。長々としゃべってすみませんでした。

○木本委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

ないようですので、この件について終わります。

次に、参考人の質疑について、お諮りいたします。

さきの委員会におきまして、袴塚委員から、水戸市社会福祉協議会の決算報告時における社協職員の参考人招致について御提案がありました。つきましては、事業及び決算の報告の際には、社協から参考人の出席

を求め、意見を聞くことにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 それでは、御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

なお、運営等の詳細につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時12分 散会